

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月5日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩 文

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年北上地区消防組合規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p><u>北上地区消防組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則</u></p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、<u>消防長とし、消防長が任命する職員</u>についての特定事業主行動計画を策定するものとする。</p>	<p><u>次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則</u></p> <p><u>次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同項の規則で定める職員は、当該左欄に掲げるものの区分に応じ、同表の当該右欄に定める職員とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1128 1201 2042 1361"> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>管理者が任命する職員</td> </tr> <tr> <td>議会の議長</td> <td>議会の議長が任命する職員</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>消防長が任命する職員</td> </tr> </tbody> </table>	管理者	管理者が任命する職員	議会の議長	議会の議長が任命する職員	消防長	消防長が任命する職員
管理者	管理者が任命する職員						
議会の議長	議会の議長が任命する職員						
消防長	消防長が任命する職員						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。